

菟川南部

みのがわなんぶ

地区計画のしおり

未来へ
つなげる
まちづくり

Minogawananbu



地区計画の目標・方針

●地区計画の目標

当地区は岡崎市の東南部に位置し、名鉄名古屋本線美合駅から約1 km東にある、鉄道沿線に広がる交通の便にも恵まれた地区であり、区域の大部分が組合施行による土地区画整理事業により、道路、公園等の公共施設及び宅地の整備が進められています。

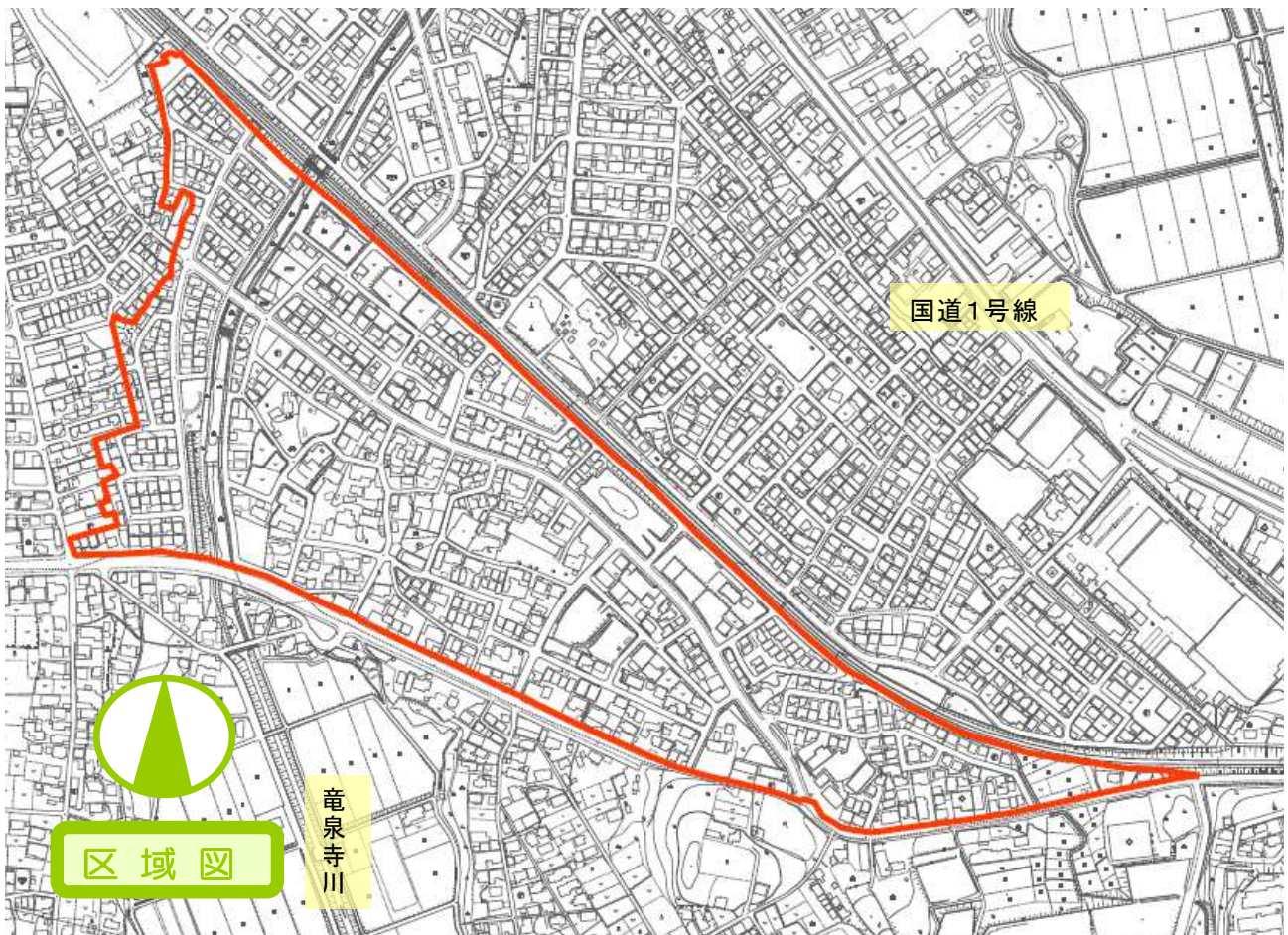
そこで、本計画では、この事業効果の維持増進を図り、低層住宅の良好な環境を形成し保持することを目標としています。

●土地利用の方針

当地区は、良好な低層住宅を主体とした土地利用を図ります。

●建築物等の整備方針

日照・通風等良好な居住環境を確保するため、建築物等の高さの最高限度及びかき又はさくの構造の制限を定めます。



ルール 1

建物の高さ

周囲の自然と調和した、まちなみを作り出すため、建築物の高さの最高限度を定めています。



ルール 2

垣・さくの制限

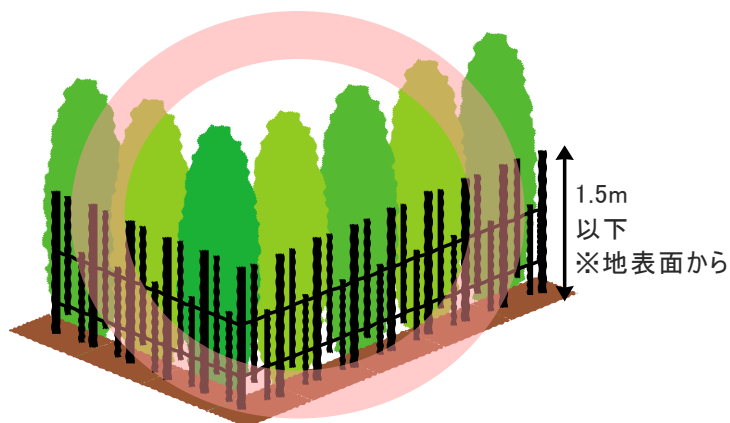
周囲の安全と調和のとれた緑豊かで、明るくさわやかなまちとなるよう、垣又はさくの構造等の制限を定めています。

●垣・さくの種類、構造は、生垣又は全高 1.5m以下のフェンス、鉄さく等とする

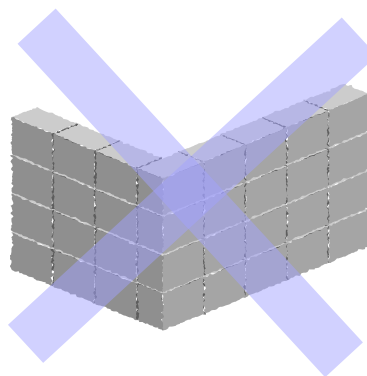
※高さは地盤面からの高さをいう

※フェンスの基礎ブロック等の高さは 0.3m以下とする

フェンス、鉄さく等



ブロック塀等



- ・門に附属する塀は高さ 1.8m 以下、袖の長さが左右それぞれ 2m 以下まで認められます。（ただし、表札・インターホン・ポストなどの機能を有する主たる門に限ります。）

菟川南部地区計画

建築物等の高さの 最高限度※	12m
垣又はさくの 構造の制限	敷地内に垣又はさくを設置する場合は、生垣又は高さ（敷地地盤面からの高さをいう。以下同じ）が1.5m以下のフェンス、鉄さく等とする。ただし、フェンス等の基礎ブロック等で高さが0.3m以下のものにあってはこの限りでない。

※岡崎市地区計画の区域内における建築物制限条例に定められています。

地区計画区域内において、一定の行為を行う場合には、工事着手の30日前までに、岡崎市に届出が必要です。

●届出が必要な行為とは

- ・建築物の建築または工作物の建設
- ・土地の区画形質の変更
- ・建築物等の用途の変更

お問い合わせは…

岡崎市 都市政策部 都市計画課

〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地

TEL (0564) 23-6260 FAX (0564) 23-6514